

墨田区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
別表第2 1・2 〔略〕 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号まで及び第11項に規定する営業に該当するもの	別表第2 1・2 〔略〕 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第6号までに規定する営業に該当するもの

付 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
（用語の意義） 第2条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。  (1) <u>キヤバレー</u> 、 <u>待合</u> 、 <u>料理店</u> 、 <u>カフェ</u> その他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業  (2) <u>喫茶店</u> 、 <u>バー</u> その他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規	〔同左〕 第2条 〔同左〕  (1) <u>キヤバレー</u> その他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業 (2) <u>待合</u> 、 <u>料理店</u> 、 <u>カフェ</u> その他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。） (3) <u>ナイトクラブ</u> その他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第1号に該当する営業を除く。） (4) <u>ダンスホール</u> その他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第1号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。） (5) <u>喫茶店</u> 、 <u>バー</u> その他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規

則で定めるところにより計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）

(3) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの

(4) まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

(5) スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

2～10 〔略〕

1.1 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前6時後翌日の午前0時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。

1.2 この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第31条の22の許可又は第31条の23において準用する第7条第1項、第7条の2第1項若しくは第7条の3第1項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。

1.3 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合

則で定めるところにより計った客席における照度を10ルクス以下として営むもの（第1号から第3号までに掲げる営業として営むものを除く。）

(6) 〔同左〕

(7) 〔同左〕

(8) 〔同左〕

2～10 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

1.1 〔同左〕

を含む。)を内容とする営業をいう。

(1) 接待飲食等営業

(2) 店舗型性風俗特殊営業

(3) 特定遊興飲食店営業

(4) 飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の許可を受けて営むものをいい、前3号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。)のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。)で、午前6時から午後10時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

(1) 〔同左〕

(2) 〔同左〕

〔新設〕

(3) 飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の許可を受けて営むものをいい、接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。)のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。)で、日出時から午後10時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

【施行日】平成28年6月23日(一部の改正規定は、平成27年6月24日)